

# 令和元年度 健全化判断比率及び資金不足比率について

## 【はじめに】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、健全化判断比率（4つの財政指標）及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することとされています。

この健全化判断比率の状況を判断する上で、「早期健全化基準（黄信号）」と「財政再生基準（赤信号）」が設けられています。

同様に、資金不足比率の状況を判断する上で、「経営健全化基準」が設けられています。

これらの各比率の対象は、次の表のとおりとなっております。

桶川市		一部事務組合	広域連合	地方3公社 第3セクター
一般会計	特別会計			
普通会計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営事業会計（国保・介護・後期高齢）</li> <li>・公営企業会計（下水道）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県市町村総合事務組合</li> <li>・桶川北本水道企業団</li> <li>・上尾、桶川、伊奈衛生組合</li> <li>・埼玉県央広域事務組合</li> <li>・埼玉中部資源循環組合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・彩の国さいたま人づくり広域連合</li> <li>・埼玉県後期高齢者医療広域連合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・桶川市土地開発公社</li> <li>・埼玉県信用保証協会</li> </ul>
① 実質赤字比率				
② 連結実質赤字比率				
③ 実質公債費比率				
④ 将来負担比率				
⑤ 資金不足比率				

【令和元年度算定比率】

令和元年度決算に基づき算定された桶川市の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率は下表のとおりです。

○健全化判断比率

指標区分	桶川市の指標	⑥早期健全化基準	⑦財政再生基準
①実質赤字比率	— %	12.85%	20.0%
②連結実質赤字比率	— %	17.85%	30.0%
③実質公債費比率	4.8%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	52.5%	350.0%	

○資金不足比率（公営企業会計）

指標区分	会計名	桶川市の指標	⑧経営健全化基準
⑤資金不足比率	公共下水道事業 会計	— %	20.0%

※「— %」標記のものは、黒字を意味しています。

## 【用語の説明】

### ① 実質赤字比率

一般会計（主に税金を活用して行う福祉、道路、教育などの事業）における赤字の大きさを示しています。黒字の場合は、「－」で表示します。

### ② 連結実質赤字比率

市全体の赤字の大きさを示しています。黒字の場合は、「－」で表示します。市全体の財政状況を判断することが出来ます。

### ③ 実質公債費比率

市全体の借入金などの今年の返済額の大きさを示しています。家計に例えると、収入のうち借金の返済にどの程度充てているかを表すものです。

### ④ 将来負担比率

借入金の残高など今後支払わなければならないものの大きさを示しています。家計に例えると、借金などの負債が標準的な年収の何年分あるのかを表しています。

### ⑤ 資金不足比率

公営企業（桶川市は、公共下水道事業会計が該当します。）の資金不足額の事業規模に対する比率です。資金不足がない場合は、「－」で表示します。

### ⑥ 早期健全化基準

財政状態として注意が必要な基準。自主的な改善努力が求められます。健全化判断比率の1つでも早期健全化基準を上回ると、議会の議決を経て財政健全化計画の策定が義務付けられます。

### ⑦ 財政再生基準

市としての再生が必要な基準。自主的な改善が困難な状態と判断されます。財政再生基準を上回ると、議会の議決を経て財政再生計画の策定が義務付けられます。

### ⑧ 経営健全化基準

早期健全化基準に相当するもので、公営企業の資金不足比率がこの基準を上回ると、経営健全化計画の策定が義務付けられます。